### 様式第１

地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書

〇年〇 月〇 日

○○市町村長 　殿

申請者

住 所

氏 名

（法人の場合には、名称及び代表者の氏名

及び主たる事務所の所在地）

　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２２条の２第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請したいので、協議します。（※１）

　再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和５年宮城県条例第３４号）第３条第６号に規定する事業計画の認定を受けるに当たり、貴市町村長による承認を得たいので、協議します。（※２）

### 別紙　　地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート

【事業計画の基本情報】

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称 |  |
| 住所  （法人の場合主たる事務所の所在地） |  |
| 代表者の氏名  （法人の場合） |  |
| 主な出資者等 |  |

２　地域脱炭素化促進事業等の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）

|  |
| --- |
|  |

３　地域脱炭素化促進事業等の実施期間

|  |
| --- |
|  |

４　地域脱炭素化促進施設等の種類、規模、その他の整備の内容

|  |
| --- |
|  |

５　再エネ発電設備の整備の場所（別表「環境保全に係る基準への適合状況確認表」も併せて作成）

|  |
| --- |
|  |

６　事業資金の金額及びその調達先等

|  |
| --- |
|  |

【認定に係る要件と取組の内容】

１　地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 地域の課題等 | 左記を踏まえた取組の内容 |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） | |
| 適否の判断（※） | |

２　地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

（１）地域の環境の保全のための取組の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 | 再エネ発電設備の設置により予想される影響 | その対策（案） |
| 住環境（騒音、振動等（工事期間を含む）　・再エネ発電設備の影、反射光等 |  |  |  |
| 自然環境・動植物 |  |  |  |
| 景観・文化財等 |  |  |  |
| 災害（過去の発生状況）等 |  |  |  |
| その他森林が果たしている機能（上記以外） |  |  |  |
| その他（地域課題（環境面）の改善を図る取組、新たな環境価値の創出を伴う取組等） |  |  |  |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） | | | |
| 適否の判断（※） | | | |

（２）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 地域の課題等 | 左記を踏まえた取組の内容 |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） | |
| 適否の判断（※） | |

３　廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

|  |
| --- |
|  |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） |
| 適否の判断（※） |

４　事業終了後の対応

|  |
| --- |
|  |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） |
| 適否の判断（※） |

５　地方公共団体実行計画等への適合状況

|  |
| --- |
|  |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） |
| 適否の判断（※） |

６　促進事業等の円滑かつ確実な実施

|  |
| --- |
| * 1. 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるか |
| * 1. 再エネ発電設備をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者等の電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合）は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか |
| ➂　地域脱炭素化促進事業等を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか  （「９　関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」に同じ） |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） |
| 適否の判断（※） |

７　関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

|  |
| --- |
| * 1. 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか |
| 1. 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか |
| 1. 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 関係法令・必要な許認可等 | 許認可の見込み等の説明 | 所管機関部署担当者等 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） |
| 適否の判断（※） |

８　地域の合意形成等の状況

|  |
| --- |
| 〇地域住民の意見等 |
| 上記事項に関する協議会の評価（※） |
| 適否の判断（※） |

９　総合判定（※）

|  |
| --- |
| 適否の判断  その理由等 |

### （別表）環境保全に係る基準への適合状況確認表（環境省マニュアル３－４－１.より転記）

（１）国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）への適合状況等

|  |  |
| --- | --- |
| 基準 | 適合状況等 |
| ①促進区域に含めない区域 | |
| （ア）国指定原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（県内該当なし） |  |
| （イ）国立公園、国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第一種特別地域 |  |
| （ウ）国指定鳥獣保護区の特別保護地区 |  |
| （エ）生息地等保護区の管理地区（県内該当なし） |  |
| ②指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域  ※宮城県では、「指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」の一部を、みやぎゼロカーボンチャレンジ２０５０戦略において都道府県基準（除外区域）としています。 | |
| （オ）生息地等保護区の監視地区  （県内該当なし） |  |
| ③環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項 | |
| （カ）国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 |  |
| （キ）騒音その他生活への支障 |  |

（２）都道府県基準への適合状況等

|  |  |
| --- | --- |
| 基準 | 適合状況等 |
| 促進区域に含めない区域 | |
| （ア）国立公園・国定公園・県立公園の特別地域 |  |
| （イ）砂防指定地 |  |
| （ウ）地すべり防止地区 |  |
| （エ）急傾斜地崩壊危険区域 |  |
| （オ）土砂災害特別警戒区域 |  |
| （カ）保安林 |  |
| （キ）県指定鳥獣保護区の特別保護地区 |  |
| （ク）県指定自然環境保全地域の特別地区 |  |
| （ケ）水道水源特定保全地域 |  |

（３）その他市町村が考慮すべき事項

※市町村において、適宜、項目の追加・削除を行って差し支えありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 基準 | 考慮の内容 |
| ①環境保全の観点から考慮することが望ましい事項 | |
| ①-１　世界自然遺産（県内なし） |  |
| ①-２　ラムサール条約湿地 |  |
| ①-３　国指定鳥獣保護区 |  |
| ①-４　環境省レッドリスト・県レッドリスト掲載種 |  |
| ①-５　生物多様性保全上重要な里山地区（重要里地里山） |  |
| ①-６　生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地） |  |
| ①-７ 生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域） |  |
| ①-８ 自然再生の対象となる区域 |  |
| ①-９ 保護林、緑の回廊（国有林野） |  |
| ①-１０ 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観（文化財保護法） |  |
| ①-１１ 風致地区（都市計画法） |  |
| ①-１２ 特別緑地保全地区（都市緑地法） |  |
| ①-１３ 歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）（県内なし） |  |
| ①-１４ 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律）（県内なし） |  |
| ①-１５ 環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等） |  |
| ② 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項 | |
| ②-１ 河川区域（河川法） |  |
| ②-２ 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法） |  |
| ②-３ 保安林のうち航行目標保安林（森林法）  （県基準において促進区域から除外する区域としているもの） |  |
| ②-４ 保安林予定森林等（森林法） |  |
| ②-５　世界文化遺産（世界遺産条約）（県内なし） |  |
| ②-６　優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再エネ法） |  |
| ②-７　港湾（港湾法） |  |
| ②-８ 航空施設（航空法） |  |
| ②-９ 気象レーダー |  |
| ②-１０ 防衛施設 |  |
| ②１１-１１ 文化財＜史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外のもの＞（文化財保護法） |  |

※国が定める環境保全に係る基準等のうち、各規制区域等に関しては環境省の環境アセスメントデータベース等で確認してください。（<https://www２.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）